

郵便局データ活用アドバイザーボード (第3回) 議事要旨

- 1 日時：令和5年6月27日（火）10:00～11:30
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
谷川座長、板倉構成員、大谷構成員、長田構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
杉崎日本郵政株式会社DX戦略部長
山中日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室長
五味日本郵便株式会社執行役員
香月個人情報保護委員会事務局参事官
牛山内閣官房郵政民営化推進室次長
三島デジタル庁参事官（代理出席）
 - ・総務省
藤野郵政行政部長、松田企画課長、景山郵便課長、小林貯金保険課長、
藤井信書便事業課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 災害時の郵便局データの提供について
 - ② 日本郵政・日本郵便の取組について
 - ③ 意見交換
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言）
 - (2) 議題
 - ① 災害時の郵便局データの提供について
（事務局より資料3-1に基づき災害時の郵便局データの提供について説明があった。）
 - ② 日本郵政・日本郵便の取組について
（日本郵政より資料3-2に基づき日本郵政の取組について、日本郵便より資料3-3-1に基づき日本郵便の取組について、Nexar Japanより資料3-3-2に基づきNexar Japanの取組について説明があった。）
 - ③ 意見交換
（各構成員より以下のとおり意見があった。）

○板倉構成員：4、5点コメントしたい。まずは日弁連と調整いただき感謝する。順調に進んでいるようで、弁護士法第23条照会に係る提供がうまくいけばと思う。

次に資料3-1について、今回出てこなかった話として、災害対策基本法上、災害時要援護者名簿をつくる際には、自治体から情報を提供して欲しいという話があるが、まだ郵便分野のガイドライン解説に入っていないので、今度、郵便分野ガイドラインの解説を直すときでいいので、災害対策基本法の話も整理して書いた方がよいかと思った。信書の秘密の保護の例外事例として挙げていただいているが、災対法上の制度と個人情報や信書の秘密の関係は複雑なので、また改訂するときにはその話も入れていただければと思う。

次に資料3-2について、データガバナンスについて進めているようで結構な話だが、森先生や私もいろいろなところで議論するが、多くの内部統制が並行して走ると、現場には同じようなチェックリストの作成や責任者の決定の依頼がたくさん来る傾向にある。グループのデータガバナンスのほかにセキュリティー、AIガバナンスを別途やられていたり、最近の流れだと人権デューデリジェンスのような人権を保護する仕組みなどを並行して走らせると、同じような仕組みが一巡に現場に降ってきて疲弊することになるので、今回のデータの話のほかにやっているとしたら、なるべく現場に負担をかけるのは例えば毎年の監査の時1回するなど、本社で企画している方で統合して進めていただければと思う。様々な内部統制を別々にやって満足することが多いが、現場の評判がよくないということがままある。日本郵政は現場が多い職場であるため気をつけて統合してやっていただければと思った。

資料3-3-2について、基本的にNexar Japanは日本法人であり、日本のサーバーでやるということによいか。またアメリカやイスラエルにデータの取扱いを委託する予定はあるかお聞きしたい。つまり、委託先や再委託先にアメリカやイスラエルのような現地の本社が出てくると、個人情報保護法との関係では、外国の第三者への委託の問題と、外的環境の把握の問題が出てくる。民間事業者がやる分には選択の余地があるのでよろしいかと思うが、郵便局がやる場合に理解を得られるかという問題があるので、どういう予定かをお聞きしたい。

○山本Nexar Japan日本支社長：ご指摘のとおり、国外に動画を持ち出せないといわれる日本の企業はいらっしゃるので、既に事業をスタートしている日本の損保会社も、日本に借りているサーバーの中に我々のソフトウェアを入れ、アルゴリズム自体、プログラム自体はイスラエルで開発したものを日本のサーバーに入れ、実運用のところで一切動画はイスラエル及びアメリカに出ない形で、日本国内で完結する形で動かしている。もし日本郵便と協業する場合も、同様に、日本のサーバーの中で全てを完結させる予定でいる。

- 景山郵便課長：災害対策基本法との関連性についてご意見をいただきましたが、事務局において災害のユースケースを含めて現在検討中なので、いただいたご意見を参考にさせていただきたい。
- 杉崎日本郵政DX戦略部長：おっしゃるとおり、情報セキュリティの分野に加え、例えば内部監査や業務のモニタリングの観点で、様々な現場に対し、いろいろなチェックをしている部分があるので、ご指摘いただいたアドバイスを含めて統合的な対応ができるように現状も進めているところだが、引き続き注視して進めたい。
- 森構成員：3点申し上げようと思う。1点目は、資料3-2の日本郵政グループにおけるデータガバナンスについて、前回会合でデータガバナンスでなくプライバシーガバナンスをという話をしており、ネーミングはデータガバナンスだが、プライバシーのことも入っているので、大きく改善したと思う。同じく資料3-2の2ページ目で、2番目の項目の「基本的な考え方に盛り込む要素」で①から④まであり、1番目にデータ利活用のためのデータガバナンス態勢の構築、2番目にデータの利活用効果の最大化とデータの利活用リスクの最小化の実現、3番目にグループ間におけるデータ活用のための共通のルールや共通のデータの整備を記載し、4番目にプライバシー保護にも配慮するとしている。優先順位としては、依然としてデータ利活用の効率化が最優先になっているので、その部分は、もう少し考えてもいいのかなと個人的には思っている。やはり、日本郵政グループは、ある種の社会のインフラとして取得された個人情報やパーソナルデータを保有する、それなりに特殊な立場にある。利活用することはもちろんすべきではあるが、まずはプライバシーや個人情報の保護という考え方もあるのではないかと、順番の問題として思った。
- 2点目は、同じく資料3-2の4ページ目で、基本的な考え方（案）の項目としてプライバシーへの配慮と書いている。この箇所の前半部分は、社会的受容性の話と、個人情報保護法の話と、プライバシーの話が一緒になってしまっているが、3つの話は分けて書くべきだと思うので、そのようにした方がいいかなと思う。
- 3点目は、資料3-3-1で説明いただいた取組状況についての感想だが、改めて走行データ、プローブデータのお話を伺うと、特にこの最後のページで、まずはあまり問題なさそうな統計データから利用しようとしているという話だったが、確かにものすごい距離を走っていて、道路ごとの通行量や平均車速とか、毎日毎日計測できるわけなので、有用なデータだと思う。これだけでも計り知れない、大変有用で余人にはできないことだと思うので、ぜひとも、まずは当たり障りのなさそうなところから利活用の成果を出し、これは便利だということで、日本郵政グループのデータ利活用に対する理解が進むと思うので、このあまり困難でなさそうなところからどんどん進めていただければと思う。

3点と言ったがもう1点申し上げたい。先ほど板倉先生から話があった、外国にデータを置くのかということは非常に重要な問題であり、国内で完結させることでよかったと思うし、皆さんそれで大きく懸念が解消されたと思う。その上でいわゆるガバメントアクセスに対してどのようにされるかについて、何かポリシーを持っていたら教えていただきたい。

○杉崎日本郵政DX戦略部長：いただいた2点について、資料3-2の2ページに記載しているプライバシーの部分の順番が最後になっているところについて、この重要性に鑑みて、記載の順番についても改めて検討を進めていきたい。また、同じく4ページのプライバシーへの配慮に関する記載も、社会的受容性の話と個人情報の話、プライバシーの話に分けて書くべきというアドバイスをいただいた。現状まだ案の段階なので、アドバイスを踏まえ検討して記載ぶりを変更したいと考えている。

○五味日本郵便執行役員：おっしゃったとおりだと思い、郵便配達に直接利用する配達原簿のようなものは、プライバシー領域も含めて整理が必要と思っているが、ロードマップにも書かせていただいたとおり、前段のデータガバナンスの話も含めて信頼を確保する中で、データの利活用を進めていくというアプローチが、アドバイザリーボードの場を含むこれまでの議論で、非常に重要な観点と考えている。その意味では、プローブの領域、あるいはNexarのお話でも、道路の路面情報や道路損傷情報等の空間情報に特化したところから、まさに我々はこのインフラで、先ほど森先生からもご指摘いただいたとおり、膨大なキロ数を日々走っており、それを価値に変えていく部分で、非常に具体的な利便性を実感していただきやすいところから、信頼の確保をしつつ、利活用の道筋をつけていくのが1つのアプローチと思っている。このプローブデータや画像についても、エッジも含めてデータに必要な加工をしていって、プライバシー領域についてしっかりと担保した上でのユースケースを慎重に進めていきたい。その検討の過程も、まさに今日もそうだが、透明性あるオープンな場で、検討段階からいろいろ議論いただきながら、我々の信頼の確保をしっかりと進めていく中で利活用を一步一步進めていきたい。

○山本Nexar Japan日本支社長：ご質問の趣旨は、国の詳細な地図が国外に流出するリスクに対してどう考えているかということか。

○森構成員：そうではなく、今のところ日本に閉じているという話だったので、典型的には警察からの捜査関係事項照会のように、こういった移動経路の交差点で、このような自動車が通過したかとか、どういう事故を起こしたかなど画像を見せて欲しいという照会がある。警察は捜査対象者の近隣にどのような車両が来たか知りたいわけで、動機

としては全くもっともだが、全部見せるのかという部分はある。捜査令状に協力するが、それ以外にもいろんな名目で、政府からの情報提供の申入れがある。恐らくアメリカでは既に検討したと思うが、日本でも、まだ法人ができたばかりということで、これから準備するものと思うが、その点をご教示いただければと思う。

○山本Nexar Japan日本支社長：日本の損保会社とやっている取組で言うと、当社が作った生成物の権利は全てその損保会社に所属する形になっている。そうでなくても、基本的には、お客様との共同所有物という形になり、我々が動くというよりも、お客様側で警察に対する対応をする。

○森構成員：なるほど。警察にこっちに来ないで損保に行ってくれと言っても、損保に行かずに協力して欲しいということを書いてくるかもしれない。

○山本Nexar Japan日本支社長：確かにそういうこともあるかもしれない。ご指摘に感謝する。

○大谷構成員：いろいろ順調に進んでいるということが確認でき、安心している。これまでに発言のあった構成員の方からのアドバイスとも重複するので、簡単に2点ほど申し上げたい。1点目は、板倉先生からもコメントがあったように、やはり現場のコンプライアンス疲れのような現象が先々起こらないようにするために、ルールをシンプルにして、ルールと実態が乖離していくような兆候が見られたときには、すぐにそれを確認できる体制を取っていただければということ。巨大な組織でもあるし、個社だけではなく、グループをまたがる対応を取られるということなので、何もかもが本部で決めたとおりにならないというのは、大きな組織ではよくあることではないかと思うので、ルールそのものの守りやすさということと、実態が乖離していった時の確認の手段を設けるということをお願いできればと思う。

また、データガバナンスという言葉そのものに、プライバシーガバナンスという言葉にこだわらないというのは森先生がおっしゃったことだが、2点目としては、そのデータガバナンスの意識というのが定着していることを、モニタリングできる仕組みを整えていただければということ。これまでも様々な職員の方とのコミュニケーションを取られていると思うが、そのガバナンスを本社だけが精いっぱい頑張っているということにならないよう、組織の隅々まで浸透するような体制を取るには、やはりモニタリングを定期的に行って、その結果を各部署にフィードバックすることも必要になってくると思うので、全体のスケジュールもあると思うが、その中にそれを組み込んでいただければと思う。

○杉崎日本郵政DX戦略部長：おっしゃるとおり、現場のコンプライアンス疲れにならないよう、統合的な対応をしていくとともに、しっかりルールと実態のギャップがモニタリングできるように、各種モニタリングの機会の中で、こういったものも含めながら、負担が過度に増えない形でしっかりモニタリングしつつ進めていきたいと思っている。また、こうした議論の中でも、コンプライアンスの部署や情報管理の部署、様々な部署と一緒に検討し、そういったところで現場に対して負担が大きくなったりとか、不要な重なりがあったりとか、そういうことがないようにしっかり進めていきたいと考えている。モニタリングについて、そういった取組の中で、しっかり定着を図れるように実施していきたい。

○長田構成員：私から1点、資料3-2の4ページに書いてある「お客様本位の観点」「利用者目線に立って」という言葉は、非常に聞こえはいいが、具体的に何を意味するのかとってしまうところがある。これはあくまでも基本的な考え方の案の段階なので、いずれこれがもっと書き下されていくのだと思うが、お客様本意といってもいろいろなお客様がいらっしゃる中で、どういうものを取っていくのか、利用者目線もまた、個人もあれば法人もあれば、いろいろな立場の方がいるので、できるだけ早い段階からいろいろな考え方に接する機会を、例えば郵便の現場は本当にいろんな方々と接していると思うが、こういうことを考えている皆さんは、過去はそういう経験もあったかもしれないが、今はもうこういうことを考えているという専門の方々の考えと、それから現場の、先ほど大谷構成員もおっしゃっていたが、その現場の皆さんが接しているお客様の方々との乖離がないように、オープンに意見を交換して行って、詳細なルールを決めていけばいいと思った。

○杉崎日本郵政DX戦略部長：おっしゃるとおり、今後議論を進める中で、より具体的なルールをしっかりと設定していこうと考えている。その中で、お客様本位、利用者目線といったところについても、より書き下した形で具体化していきたいと思っているが、アドバイスいただいたとおり、実際にお客様に接しているのは郵便局の社員なので、そうした社員の意見、実態をしっかりと踏まえながら、ルールに反映させていく形で進めてまいりたいと考えている。

○板倉構成員：森先生からあったテクニカルな点だが、個人情報とプライバシー保護について、2020年改正で適正利用義務が個人情報保護法に入っており、割と一般条項的なもので、甚だしいプライバシー侵害はそもそも個人情報保護法違反にもなると解説されている。先ほど森先生がおっしゃったように、社会受容性、プライバシー保護、個人情報の話を分けて整理したらどうかということだったが、プライバシー侵害も甚だしくなると個人情報保護法違反にも跳ね返ってくる

ので、整理が非常に今難しくなっている。我々が見るだけの資料ともかく、もし、いろいろほかに書いて表に出たりするのであれば、きちんと整理していただくと分かっているなどとなると思う。この辺は、我々もなかなか整理し切れないところもあり、結構難しいが、一般論として甚だしいプライバシー侵害はもはや個人情報の取扱いとしても違法だと。適正利用義務は個人データでなく個人情報にかかっているので、結構そこは境界が解けているところもあり、そのようなところはいろいろな文献にも出ているので見ながらつくっていただければと思う。以上、情報提供させていただく。

○杉崎日本郵政DX戦略部長： 我々の方でもいろいろ調べるとともに、様々な方々の意見を伺いながら、しっかり整理してまいりたいと思う。

○香月個人情報保護委員会事務局参事官：資料3-1の1ページにおいて、第三者提供が可能となると考えられる事例として、事例2が挙げられており、この事例2は、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン解説の102ページに記載がある。同103ページにおいて、第三者提供の根拠として、事例2についてはガイドライン15条1項2号に該当するため、第三者提供に際して本人の同意は不要であると記載されている。この15条1項2号というのは、個人情報保護法でいうと27条1項2号に該当する。この27条1項2号を2号例外と言わせていただくが、2号例外は、緊急事態を前提としたもので、資料3-1に記載されているケースがこれに該当するか、事務局において精査いただきたい。ユースケース②については、避難者が避難所に転居して郵便局に転居届を提出し、その後、避難所からさらに別に転居して郵便局に再度転居届を提出するというケースを対象としているのではないかと思われるが、そうすると、避難者は避難所でそれなりの期間滞在していることになり、2号例外の前提とする緊急事態にあるのかどうか、事務局において改めて検討いただきたいと思う。

○景山郵便課長：特にユースケース②の方は、災害があった後、避難所に行ってしまうということで、ある程度緊急時でなくなっているケースも中にはあり得るとのご指摘かと思う。現在、ガイドライン解説で明示的に規定しているのは緊急時のこととなっているので、具体的なユースケースを詰めていくに当たって、緊急時の対応として可能な範囲のものなのか、あるいは緊急時ではないけれども、それに準じて対応が必要と考えられるものかも詳細検討し、必要であれば、現在のものでは読めないものについても、ガイドライン解説の手当てなどを含めて検討をするということで、改めて個人情報保護委員会とも事前に協議調整の上で進めていきたいと考えている。

○森構成員： 私も情報提供で、先ほど板倉先生がおっしゃったとおり、

もしそのガイドラインをつくっていただくのであればということで申し上げますと、やはりプライバシーのことに個人情報保護法のことを分けて記載する分かりやすいフォーマットとして、個人情報保護委員会から顔識別機能付き防犯カメラのガイドラインが出ているので、それをご覧いただくと、個人情報保護法の話、プライバシー肖像権の話に分けて書いていただいているので、そちらを使用すると自動的に分かれてくるかなと思う。もちろん、郵便事業分野の個人情報保護ガイドライン解説も、該当箇所は分けて書かれているが、これは個人情報保護法のガイドラインで、その一番末尾、受託業務の注意、そこにちょっと書いてあるだけなので、どちらかというとフォーマットとして防犯カメラのガイドラインを参照するときにきれいに分かれるのかなと思う。

- 谷川座長： いろいろ活発にご議論いただき感謝。主にデータガバナンスについての基本的な考え方についていろいろアドバイスがあり、こういった点を含めて、今後検討の中に盛り込んでいただければと思う。それでは、本日のアドバイザリーボードについては閉会する。次回の日程については、事務局より調整の上、連絡させていただく。

(3) 閉会（谷川座長の宣言により閉会）